

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照条文

○ 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

(傍線部分は修正部分)

修正案	政府案
<p>附則第一条中「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日」を「平成二十九年八月一日」に改め、同条第三号中「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」の下に「（平成二十四年法律第六十八号）を加える。」</p> <p>附則第三条第一号を次のように改める。</p> <p>一 削除</p> <p>附則</p> <p>この法律は、公布の日から施行する。</p>	<p>附則第一条中「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日」を「平成二十九年八月一日」に改め、同条第三号中「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」の下に「（平成二十四年法律第六十八号）を加える。」</p> <p>(新設)</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、平成二十九年八月一日から施行する。</p> <p>(国の負担等に係る費用の財源に関する経過措置)</p> <p>2 平成二十九年八月一日から社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の</p>
<p>(削除)</p>	<p>税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の</p>

法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第三条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。